

「児童手当」に関する大切なお知らせ

令和6年10月1日から児童手当法等の一部が次のとおり改正されます。

- ①高校生年齢まで対象拡大、②第3子以降の手当額引き上げ、③所得制限撤廃、④支給回数増（3回→6回/年）

1 改正内容 令和6年10月分から（令和6年12月支給～）

対象拡大

[現行]

出生～中学生まで



[改正後]

出生～高校生年齢まで

※18歳年度末まで

第3子以降 手当月額

[現行]

第3子以降1人あたり 15,000円
（中学生は一律10,000円）

[改正後]

第3子以降1人あたり
一律 30,000円

[参考] 第1子、2子手当月額

3歳未満	15,000円
3歳～高校生年齢	10,000円

所得制限 撤廃

※現行の特例給付は廃止

支給回数

増加

[現行]

3回
(6, 10, 2月)

[改正後]

6回
(偶数月)

2 改正にあたり手続きが必要な方

- ・申請が必要となる方には8月中旬以降に通知を送付しています。
- ・通知が届いていない方で児童手当を受けている児童が2人以上いる場合、以下に該当する方は御連絡ください。

①同居又は別居の平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた高校生年齢（18歳年度末まで）の児童がいる。

②同居又は別居の平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた大学生年齢（18歳年度末経過後から22歳年度末まで）の者がいる。

- ・高校生年齢で就労、婚姻、出産している方でも監護、生計要件を満たしていれば手当の支給対象となる場合がありますので御連絡ください。

3 その他変更点について

- ・令和7年2月支給から口座振込の方には支給通知は送付しません。

※ 原則、支給年度が切り替わる8月や支給額の変更が生じた場合のみ通知を送付します。

4 問合せ先